

令和8年度山形県新庄市職員採用試験受験案内

《行政（社会人経験者）、建築（社会人経験者）》

令和8年5月11日

新庄市職員採用試験（社会人経験者向け）を実施します。

○受付期間 令和8年5月12日（火）9時～8月21日（金）17時

○第1次試験日

【第1回目：令和8年5月12日（火）～6月15日（月）の申込者が対象】

令和8年7月12日（日）受付：午前9時～午前9時30分

会場 わくわく新庄（新庄市下金沢町15-11）

【第2回目：令和8年6月16日（火）～8月21日（金）の申込者が対象】

令和8年9月20日（日）受付：午前9時～午前9時30分

会場 新庄市役所（新庄市沖の町10-37）※予定

※採用予定数に達した場合は、第2回目の試験を行わない場合があります。

1 試験区分・職務内容

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
行政 (社会人経験者)	一般行政に関する業務	若干名
建築 (社会人経験者)	市有建築物の設計・工事監督・都市計画に関する業務等	1名

2 受験資格（※下記試験の併願はできません。）

試験区分	生年月日・資格等	住所要件
行政 (社会人経験者)	昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者	採用後、新庄市内に居住する見込みのある者
建築 (社会人経験者)	昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ①一級建築士免許証を有する者又は令和9年3月までに当該資格を取得する見込みの者 ②二級建築士免許証を有する者又は令和9年3月までに当該資格を取得する見込みの者	

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 新庄市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験日程

【第1回目】

試験	試験日	試験区分	試験種目	試験時間	試験会場
第1次	令和8年 7月12日(日) ※受付 9:00~9:30	行政(社会人経験者) 建築(社会人経験者)	職務基礎力試験	10:00~11:00	わくわく新庄
			職務適応性検査	11:20~11:40	
第2次 (予定)	令和8年 8月中~下旬	全区分共通	人物試験	第1次試験合格者に通知します。	新庄市役所 (予定)

【第2回目】

試験	試験日	試験区分	試験種目	試験時間	試験会場
第1次	令和8年 9月20日(日) ※受付 9:00~9:30	行政(社会人経験者) 建築(社会人経験者)	職務基礎力試験	10:00~11:00	新庄市役所 (予定)
			職務適応性検査	11:20~11:40	
第2次 (予定)	令和8年 10月中~下旬	全区分共通	人物試験	第1次試験合格者に通知します。	

※上記日程のほか、追加募集を行う場合があります。追加募集を行う場合は、市ホームページ等でお知らせします。

※令和7年度の追加募集試験の日程は、次のとおりです。

◎令和7年度追加募集試験

受付期間：令和7年11月7日(金)～11月27日(木)

第1次試験日：令和7年12月7日(日) 会場：新庄市役所

第2次試験日：令和8年1月17日(土) 会場：新庄市役所

4 試験内容

試験	試験種目	内 容
第1次	①職務基礎力試験 ②職務適応性検査	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験 ①論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ②公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面から検証
第2次 (予定)	人物試験	口述による個別面接試験、集団討論試験

5 受験手続

(1) 申し込み方法

「やまがた e 申請」のホームページ(https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html)からインターネットにより受験申込みを行ってください。(「やまがた e 申請」には、新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページ(<https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s001/040/009/20250424171206.html>)に掲載するリンクからアクセスすることができます。)

新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページに掲載している「新庄市職員採用試験インターネット申込手続ガイド」で手続き方法や注意事項等を必ず確認の上、同ガイドに従って申し込んでください。なお、同ガイドに記載されたとおりに申し込み手続を行わなかった場合の事故については責任を負いません。

【注意事項】

※受付期間終了直前はインターネット回線が混み合うことが予想されるため、余裕をもって申し込んでください。

※使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

※一度申し込みを完了した後に申込内容を変更する場合は、必ず事前に新庄市総務課にご連絡ください。

※インターネットによる申し込みができない特別の事情がある方は、受験しようとする試験ごとに次の日までに新庄市総務課にお問い合わせください。

・第1回目試験：令和8年5月29日（金）

・第2回目試験：令和8年8月7日（金）

(2) 受験票の交付について

○ 申込期間終了後に、受験番号等を付記した受験票を発行します。受験票を発行した旨をメールで通知しますので、「やまがた e 申請」のホームページからログインし、ダウンロード・印刷してください。なお、受験しようとする試験ごとに次の日までに発行が確認できない場合は、新庄市総務課までお問合せください。

・第1回目試験：令和8年6月26日（金）

・第2回目試験：令和8年9月4日（金）

(3) 受付期間

○ 期 間 令和8年5月12日（火）9時～令和8年8月21日（月）17時

※第1回目の試験の受験を希望する方は6月15日（月）17時まで、第2回目の試験の受験を希望する方は6月16日（火）9時～8月21日（月）17時に申込みをしてください。

(4) その他

○ 受験票は、申込内容を印字した受験申込書と合わせて発行しますので、試験当日は、受験票のみ切り離して持参してください。

○ 試験当日に受験票を持参しない者は受験できません。

6 合格者の発表

(1) 第1次試験

○ 発表時期 【第1回目】令和8年7月下旬 【第2回目】令和8年10月上旬

○ 発表方法 合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場に掲示するとともに、市のホームページに掲載します。合格者には合格通知書を郵送します。

(2) 第2次試験

第1回目試験は令和8年9月上旬まで、第2回目試験は11月下旬までに、合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場へ掲示するとともに、市のホームページに掲載します。また、第2次試験受験者全員に書面で合否の結果を通知します。

※第1次試験、第2次試験ともに、合格者の試験区分及び受験番号をお知らせします。

※受験資格を満たしていない等、受験申込書に事実と異なる記載をした場合、合格を取り消すことがあります。

※第1次試験・第2次試験の結果は、それぞれの試験の合否判定にのみ使用します。

7 試験結果の開示

第1次、第2次試験の不合格者に対し、受験者本人の試験結果を口頭で開示します。

受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証等）を持参のうえ、9時から17時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの間に新庄市総務課に直接お越しのうえ、申し出てください。なお、郵送、電話等での開示請求はできません。

試験区分	開示請求できる方	開示期間	開 示 内 容
第 1 次試験	第 1 次試験不合格者	合格発表の翌日 から 1 月間	得点及び順位
第 2 次試験	第 2 次試験不合格者		第 2 次試験の得点及び順位

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は令和 9 年 4 月 1 日付けで採用する予定ですが、場合によっては令和 9 年 4 月 2 日以降になることがあります。
- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。
補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、欠員等が生じた場合に必要に応じて成績順に採用を決定します。補欠合格者名簿は原則として令和 9 年 3 月 31 日まで有効ですが、名簿登録者が必ず採用になるとは限りません。

9 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。初任給は、各人の学歴、その他の経歴により異なりますが、おおむね下表のとおりです。

社会人 経験年数	年 齢	前職	
		行政	民間
5 年	28	234,900 円	228,200 円
10 年	33	256,300 円	250,100 円
15 年	38	264,500 円	260,700 円

※ 金額は令和 8 年 4 月 1 日現在のものであり、改定されることがあります。

※ 上の表は、行政・民間において、職務の種類が類似している職種又は職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職種に従事した経験がある場合の初任給の目安です。

※ 初任給の目安は、最終学歴が高校卒の場合のものです。最終学歴が短大卒以上の場合は、就学年数により初任給に加算される場合があります。

その他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 勤務時間及び有給休暇等

原則として、土曜日及び日曜日を週休日とする完全週休 2 日制で週 38 時間 45 分勤務となっています。

年次有給休暇は 1 年間に 20 日（採用年は 15 日）、その他、慶弔休暇、病気休暇、産前・産後休暇等、育児休業等の制度があります。

11 その他

災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験会場などを変更する場合には、新庄市ホームページでお知らせします。

お問合せ 新庄市総務課職員係

〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号 電話 0233-22-2111(内線 212・216)